平成２４年（再イ）第４６号
大津市堅田１丁目14番29号
再生債務者　松下銘木店こと　松下　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第２４号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地35
再生債務者　西岡　真一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再イ）第１３５号
千葉県船橋市前原東２丁目６番27号
再生債務者　大久保千晶
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１８０号
千葉県市川市二俣１丁目12番10―203号　プレミール梨本
再生債務者　宮川　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第５２号
神奈川県秦野市ひばりケ丘６番44号
再生債務者　池田　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再イ）第２８号
山梨県甲府市東光寺１丁目12番６号
再生債務者　飯島　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再イ）第５２４号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番12―305号
再生債務者　大西信太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６７号
北九州市小倉北区愛宕２丁目１番18―201号
再生債務者　沖田　勝次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第１３号
熊本市北区高平３丁目１番14号
再生債務者　緒方　照也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第３８号
熊本県宇土市境目町549番地１　県住ＬＣ５―19
再生債務者　小畑　　恒
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第５１号
広島市安佐南区長束３丁目10番７―203号
再生債務者　柴田　直哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３４号
熊本市北区下硯川町1916番地12
再生債務者　遠山　正勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年２月７日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓ヲの次に、次のとおり加える。
ワ　東北観光フリーパス
㈠　割引をする自動車
㈠に定める期間のうち連続する最大２日間または３日間に、㈡(a)に定めるインターチェンジから㈡(c)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「首都圏発着型」という。）、㈡(b)に定めるインターチェンジから㈡(c)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「北関東発着型」という。）または、㈡(c)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。